

## 今月の相談事例（5月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3  
三浦労務経営事務所  
社会保険労務士 三浦 茂  
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821  
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

### 【相談内容】

今年から、ストレスチェックが義務付けられるようですが、どのようなものですか？  
また、当社のような規模の小さい事業所でも対応しなくてはならないのでしょうか？

### 【アドバイス】

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、平成27年12月1日より施行されるストレスチェックと面接指導の実施等を義務づける制度が創設されました。ただし、従業員数50人未満の事業場は制度の施行後、当分の間努力義務となります。ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるものであり、さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。

■ストレスチェックの実施には以下の点に注意して下さい。

- ・ ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ・ ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者には提供することは禁止されています。
- ・ ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行いましょう。
- ・ 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方へ配慮をしましょう。

■ストレスチェック制度の概要

#### ① 実施について

- ・ ストレスチェックの実施の頻度は、1年ごとに1回（予定）
- ・ ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の3領域を全て含める（予定）
- ・ ストレスチェックの結果は、実施者（医師・保健師等）から直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

#### ② 面接指導の実施

- ・ ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として面接指導が必要と評価された労働者から申し出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になる。
- ・ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要がある。

#### ③ 集団分析の実施

- ・ 職場の一定規模の集団（部、課など）ごとのストレス状況を分析し、その結果を踏まえて職場環境を改善することが事業者の努力義務になる（予定）

#### ④ 労働者に対する不利益取り扱いの防止

- ・ 面接指導の申出を理由として労働者に不利益な取扱いを行うことは法律上禁止される。
- ・ このほか、ストレスチェックを受けないこと、事業者へのストレスチェックの結果の提供に同意しないこと、高ストレス者として面接指導が必要と評価されたにもかかわらず面接指導を申し出ないことを理由とした不利益な取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位変更等も行ってはならないとすることが想定されている。

どのような調査票を用いるかは事業者が自ら選択可能ですが、国では標準的な調査票として裏面に記載の「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」を推奨する予定としています。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）